

改訂ガバナンスコード 新旧対照表

_____は、改訂部分を示す。

改 訂	現 行
略 <u>原則 5-4 組織・団体との責任ある関係の確保</u> <u>党所属の国会議員は、活動の社会的相当性が懸念される組織・団体からの不当な政治的影響力を受けること、または、その活動を助長すると誤解されるような行動について厳にこれを慎むものとする。党本部はこれら組織・団体に関する党所属の国会議員からの照会に対応する体制を整備する。</u> <u>原則 5-5 コンプライアンス研修の受講徹底</u> 本党は、所属議員がその法的責任、道義的責任を果たし、国民からの一層の信頼を確保することができるよう、ガバナンス委員会の指導のもと、継続的に各種コンプライアンス研修を実施する。党所属の国会議員は、党の定めるコンプライアンス研修を受講するものとする。 <u>原則 5-6 「ご意見ボックス」の常設</u> 本党は、党内の自由闊達な意見交換を促進し、風通しのよい党風を醸成するため、所属議員及び党職員を対象とした常設の「ご意見ボックス」を設置する。ご意見ボックスはガバナンス委員会が管理するものとし、必要に応じてガバナンス委員会から党執行部に対して提言を行う。	略 <u>(新設)</u> <u>原則 5-4 コンプライアンス研修の受講徹底</u> 本党は、所属議員がその法的責任、道義的責任を果たし、国民からの一層の信頼を確保することができるよう、ガバナンス委員会の指導のもと、継続的に各種コンプライアンス研修を実施する。党所属の国会議員は、党の定めるコンプライアンス研修を受講するものとする。 <u>原則 5-5 「ご意見ボックス」の常設</u> 本党は、党内の自由闊達な意見交換を促進し、風通しのよい党風を醸成するため、所属議員及び党職員を対象とした常設の「ご意見ボックス」を設置する。ご意見ボックスはガバナンス委員会が管理するものとし、必要に応じてガバナンス委員会から党執行部に対して提言を行う。

令和4年10月26日

党所属国会議員 各位

自由民主党
幹事長 茂木 敏充

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)との関係遮断について

平素より党活動へのご協力ありがとうございます。

さて、岸田総裁は、今後党所属の国会議員は世界平和統一家庭連合(いわゆる旧統一教会)と関係を持たない方針を表明しました。

そこで、党改革実行本部は、ガバナンスコード(統治の指針)の改訂案の作成に着手し、10月25日の総務会にてガバナンスコードの改訂(添付資料 参照)を党として正式に決定しました。内容は、国民から疑念を抱かれることのないよう、党所属の国会議員に対して、旧統一教会及びその関係団体との関係遮断を徹底し、活動を助長する行為、及び、これらの組織・団体からの不当な政治的な影響力を受けうる行為については、厳にこれらを控える方針を明確に打ち出すものです。

貴殿におきましては、このような党の方針及び対応につきご理解を賜り、以下の通り遵守・徹底して頂きますようお願い申し上げます。

＜具体例＞

● 「活動を助長する行為」

- 祝電・メッセージなどを送付すること
- 会合・行事などに参加すること

● 「不当な政治的な影響力を受けうる行為」

- 選挙及び政治活動に対する組織的な支援を受けること、及び、このような支援を要請すること
- 資金的な援助を受けること、及び、このような援助を要請すること

【添付資料】

改訂ガバナンスコード 新旧対照表

連絡先: 自由民主党本部 党改革実行本部

統一地方選立候補予定者の公認・推薦を巡る自民党都道府県連の対応

旧統一教会側との接点や関係遮断の意思を確認しない方針	宮城、秋田、千葉、新潟、富山、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、熊本
既に確認したり、今後調べたりする方針	北海道、青森、岩手、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、石川、福井、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島
意思確認していないが、今後申請が出てきたものは確認する	岐阜
無回答	福島、山口
分からない	沖縄

地方との関係希薄化背景に

一橋大の中北浩爾教授（政治学）の話 党則と異なり罰則のないガバナンス・コード（統治原則）に従い、自民の20以上の組織が統一地方選の立候補予定者に、旧統一教会側との関係遮断の誓約などを盛り込んだ書面を提出させることは一定の評価ができる。一方、何の対応もしないという県連も少なくない。党の指針や問題意識が徹底されていない背景には、国会議員と地方議員の関係の希薄化が影響しているのではない。今後党本部は、ガバナンス・コードを地方に浸透させるとともに、どこまで厳正に対応するかが問われている。地方メディアの追及にも期待したい。

千葉など自民12県連

統一選公認・推薦 旧統一教会巡り

遮断確認しない方針

今春の統一地方選で立候補予定者を公認・推薦する際、自民党の12県連が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）側との接点や関係遮断の意思を確認しない方針であることが、都道府県連へのアンケートで分かった。31都道府県連は誓約書や口頭で既に確認したり、今後調べたりする方針で、地方組織によって対応が割れている現状が浮き彫りになった。

自民は昨年十月、ガバナンス・コード（統治原則）と呼ばれる党行動指針を改定し、都道府県連に対し関係遮断の徹底を通知。統一地方選の公認・推薦でも順守するよう求めている。

意思確認をしないとしたのは宮城、秋田、千葉、新潟、富山、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、熊本。「候補者本人の資質を重視する」（愛知）、「候補者を信頼した上で公認・推薦を決定した」（和歌山）などと理由を説明した。

一方、意思確認をする地方組織のうち、誓約書といった書面の提出を求めるのは北海道、神奈川、大阪など。埼玉、高知は口頭で確認し、静岡、滋賀、愛媛は公認・推薦作業や議員総会で行動指針の周知徹底を図ったとした。茨城、群馬、東京も確認する予定だが、詳細は決まっていないという。

そのほか、岐阜は県議選の公認が行動指針策定前だったため意思確認していないが「今後、各支部から申請が出てきたものは改めて確認する」とした。福島と山口は無回答。沖縄は候補者への推薦を検討していないとして「分からない」と答えた。

都道府県連によると、自民は統一選に向け、作業中（一月一日時点）を含め計約二千五百人の公認・推薦を決めている。共同通信が昨年十一月に実施したアンケートでは、自民の都道府県連二百七十九人が教団や関連団体との接点を認めた。

他党では、公明党が教団側との接点調査や関係遮断の意思確認をしていないと回答した。立憲民主、日本維新の会、国民民主の各党は調査と意思確認のいずれかを実施したと答えた。

そのほか、岐阜は県議選の公認が行動指針策定前だったため意思確認していないが「今後、各支部から申請が出てきたものは改めて確認する」とした。福島と山口は無回答。沖縄は候補者への推薦を検討していないとして「分からない」と答えた。

都道府県連によると、自民は統一選に向け、作業中（一月一日時点）を含め計約二千五百人の公認・推薦を決めている。共同通信が昨年十一月に実施したアンケートでは、自民の都道府県連二百七十九人が教団や関連団体との接点を認めた。

他党では、公明党が教団側との接点調査や関係遮断の意思確認をしていないと回答した。立憲民主、日本維新の会、国民民主の各党は調査と意思確認のいずれかを実施したと答えた。

そのほか、岐阜は県議選の公認が行動指針策定前だったため意思確認していないが「今後、各支部から申請が出てきたものは改めて確認する」とした。福島と山口は無回答。沖縄は候補者への推薦を検討していないとして「分からない」と答えた。

たとされています。その後、東西冷戦の終結により勝共連合の存在意義が薄れ、関係を絶つ議員も一時的に増えましたが、2012年に第二次安倍政権が発足した頃から、再び勝共連合とその関連団体が息を吹き返すようになるのです。

——安倍元首相の祖父である岸信介と勝共連合の深い関係は、事件後初めて広く知られるようになりました。

鈴木 ここに「国際勝共連合関連資料」と題されたファイルがあります。1987年に発生した朝日新聞阪神支局襲撃事件を捜査した、兵庫県警の捜査一課が作成していたものです。

朝日新聞の記者が何者かに銃撃され、3名が死傷したこの事件では、当時の朝日新聞や系列の雑誌が統一教会を厳しく批判していたことから、「統一教会犯行説」が根強く囁かれています。当時の捜査本部は、統一教会と勝共連合について、政治的な背後関係までくわしく調べ上げています。

「政界工作」と題された部分には次のような記述が見られます。

「日韓親善協会の中に、勝共連合のメンバーを送込み、自民、民社、商工会議所のメンバーを引込んでいる。自民党本部の職員に10人前後の勝共連合のメンバーがいる。東力議員の秘書A氏（資料では実名）はそのメンバーで、活発な講習会を開いている」

「前回の総選挙（注…1986年7月の衆院選）において、国際勝共連合は自民候補の3分の1を応援したが、そのうち重点候補は以下のとおり ○佐藤孝行○山崎武三郎○中尾栄一○森清○東力○平沼赴夫○木村守男○高村正彦○石井一○三原朝雄」

「従来対韓ロビーの主流派を形成してきた岸・福田派・旧中川派などのパイプが太かったが、朴大統領死去後、政権をとった全大統領によって、田中派、中曽根派との関係が太く深くなっている。高村正彦議員は、統一教会直属の人物である、以前ハッピーワールド（注…教団の関連企業）の顧問弁護士をしており、80年の総選挙では、勝共連合は、400人の応援団を山口に送り1億円の選挙資金を使ったといわれている」

当時、衆参合わせ550名近い自民党議員がいて、勝共推進議員が約200名いたことを考えると、自民候補の3分の1が応援を受けていたという分析は間違っていないと思います。当時は中選挙区の時代で、同じ党の候補者もライバルになっていましたから、もし

◆有田一寿——主義

個性主義という言葉は、いまでもわからない。天谷氏（第一部会長）も含めて（これにも）わからない。個性というならわかるが、下に主義が付くとわからなくなる。（臨教審「個性主義」の正体 6p）

◆ホメイニ師——敵は悪魔

イランを攻撃する者は、やがては根絶される犯罪人である。彼らは悪の名において行動している。また彼らは大悪魔、つまり米国とソ連によって支えられている。（ホメイニ師会見記 15p）

◆小林司・東山あかね——性のタブー

カトリックを捨てた英国の小説家ドイルは偽善的なヴィクトリア朝の性道徳に妨げられて手も足も出せなかった、とこれまで考えられてきたが、手がかりをわざと残して後世の解説を彼が期待していた、と推定するのは考えすぎであろうか。（シャーロック・ホームズの性描写 26p）

◆原律子——エッチは無限

ほかのことでは一応境界線があるつもりなんです。ちょっとこの題はいけないとか。だけど、エッチのほうについては、その線というのはほとんどなくて、いくらでも行っちゃう……。 （新人類の旗手たち 47p）

◆和賀真也——真の目標

国家建設という途方もない目標を本気で実現させようとしているからこそ、統一教会員による貪欲なまでの経済活動、異常なまでの人材獲得活動が狂気の如く今日までなされてきたのである。（原理運動 84p）

筑紫哲也

戦争を知らない子どもたち

最近、えたいの知れない手紙がよく来る。「これ以上おれたちの悪口をいうときさまの子供と女房をぶち殺すぞ。おれは韓国製M16ライフルを持っているし韓国で軍事訓練をうけてきた。おれたちの仲間もみんなきさまを殺したがつている。いいか、これは決しておどしではない。文鮮明様のためだったら命の一つや二つ捨てたつておしくない奴がおれたちの仲間には百人以上いるんだ。一人一殺できさまらジャーナルの記者とその家族を皆殺しにしてやることだってできるぞ。いつておくが警察はおれたちの味方だ。おれたちの操り人形だ。おれたちには岸元首相がついている。まず筑紫哲也のガキとその女房、それに臼井記者とかいう奴もその家族から殺してやる。それがいやなら次の週の朝日ジャーナルに謝罪記事を出せ。勝共連合アカサタンを殺すことだけが生きがいの文鮮明様の使徒より」

新学期が始まり、大学のキャンパスはこのシーズン毎年そうであるように、ざわめいている。新入

生たちは新しい環境のなかで自分に何が待っているのだろうかと思しもの目付きだし、こんなものさ、とふだんは悟ったつもりでいる学生たちもこの時ばかりはどんな連中が入ってきたかと眺めたり、自分たちの仲間に誘い込もうとする。この季節のキャンパスのざわめきが私は好きだ。

今年もキャンパスの光景は一見、平和である。が、この平和がくせものだ。平和すぎるためにいらだち、それが狂気への衝動を生

みかねない。冒頭の脅迫状はむしろ平和ゆえの産物かもしれないのである。

東大、早稲田、慶応など一流といわれる大学でなぜあんなに原理運動が浸透するのか、信じられないという人は多い。

私は信じられる。思い付くだけでも三つの背景があると思う。

一。会員にとってそれはおそろく生まれて初めて示された体系的な思考の世界だろうこと。断片知識を受験教育で強いられ、自らも

デジタルふうに生きてきた人間にとって、全体を説明する体系が新鮮に映って不思議はない。世界最古の世界観のひとつ、キリスト教はそういう体系として強力でありそれを文鮮明信仰に「つぎ木」しているところが巧妙である。

二。個であることの不安。なかでも家庭のなかでの関係が問題である。この運動では文鮮明夫妻は「真の父母」と呼ばれるが、そこに若者が吸い寄せられるのは、家庭に本来の「真の父母」が不在だという裏返しだろう。入教して初めて、他の人間と濃密な人間関係を持ったという人は多いにちがいない。

三。人は何かを信じたい生物であること。それを提供しにくい世の中に私たちは生きている。厄介なのは、自分が信じていることを信じない他人に対する、この社会が持っている非寛容性である。原理運動にもそれは反映している。

「正当な批判はいつでも受ける度量」（統一教会）が試されているのは原理運動だけではない。

筑紫哲也

行政文書不開示決定通知書

宮本 岳志 様

文化庁長官
都 倉 俊 一
(公 印 省 略)

令和4年12月9日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2022年10月26日衆議院文部科学委員会において、宮本岳志衆議院議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が「平成27年の旧統一教会の名称変更の認証に際しましては、申請を受理することと認証を決定することについて、それぞれ事前に当時の文部科学大臣に報告いたしました。このうち、申請を受理することの報告を行なった際の資料は確認できました。また、認証を決定することの報告を行なった際の資料については、それ自体は確認できなかったものの、担当者がメモ書きを追加したと思われる、極めて近い資料が確認できております」と答弁している。

請求する行政文書は、以上の大臣答弁中に示された以下2件の文書。

- ① 申請を受理することの報告を行なった際の資料。
- ② 認証を決定することの報告を行なった際の資料（担当者がメモ書きを追加したと思われる、極めて近い資料）

2 不開示とした理由

①申請を受理することの報告を行なった際の資料及び②認証を決定することの報告を行なった際の資料（担当者がメモ書きを追加したと思われる、極めて近い資料）には、当該法人の宗教活動に関連する情報が含まれており、公にすることにより①当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに該当し、また②国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当することから、不開示とします。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知っ